ヘ　使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料が存在する原子炉に係る運転等（ホに掲げるものを除く。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。

(1)　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分以上）継続すること。

(2)　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。

(3)　使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

(4)　原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

(5)　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

(6)　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。

(7)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

ト　原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（イからヘまでに掲げるものを除く。）

原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(1)　再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、三十分以内に電源の回復ができないこと。

(2)　照射済燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。

(3)　制御室が使用できなくなること。

チ　再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設

第八条中「大規模原子炉施設又は再処理施設」を「第七条一号イからニまで又はヘからチまでに規定するそれぞれの施設」に改める。

第九条中「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」を「防災業務計画等命令」に改める。

第十二条中「基準に百を乗じて得た」を削る。

第十四条の表を次のように改める。

イ　沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1)　原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと。

(2)　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。

(3)　原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。

(4)　原子炉格納容器内の圧力又は最高使用圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高

(5)　原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。

(6)　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分以上）継続すること。

(7)　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(8)　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。

(9)　原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。

(10)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

(11)　原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室の原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

(12)　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

(13)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1)　原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。

(2)　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。

(3)　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。

(4)　原子炉格納容器内の圧力又は最高使用圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高

(5)　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分以上）継続すること。

(6)　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(7)　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。

(8)　蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。